

1. 改正の趣旨

医療行政に関連する施策の推進・企画立案の基礎資料として、傷病の状況について引き続き調査を行うほか、改元及び法改正に伴う調査項目の変更を行う。

2. 主な改正点

○ 元号の追加

- ・改元に伴い、元号（令和）を追加する。

〔全調査票(出生年月日), 病院入院(奇数)票(4), 一般診療所票(4), 病院退院票(4)(5)(12), 一般診療所退院票(4)(5)(12)〕

○ 「介護医療院」の追加

- ・紹介の状況 〔病院入院（奇数）票(8), 病院外来（奇数）票(7), 一般診療所票(7)〕
- ・入院前の場所 〔病院退院票(10), 一般診療所退院票(10)〕
- ・退院後の行き先 〔病院退院票(14), 一般診療所退院票(14)〕

3. 前回統計委員会答申の今後の課題への対応

- ・実査を伴う経路機関と報告者である医療機関双方における利便性の観点を含め、検証、分析等を行い、これらの分析結果を踏まえ、更なる利用促進と改善に向けて検討すること。
- ・経路機関と報告者に対するアンケート結果を踏まえ、コールセンターを強化し、利用促進及び改善に努める。

（参考）オンライン利用率の推移

	病院	一般診療所	歯科診療所
平成26年	14.6%	—	—
平成29年	36.7%	9.3%	8.2%

令和2年に実施する患者調査の主な改正点（案） 続き

4. 一斉点検の結果への対応

○ 結果の事案

調査結果の公表が、調査計画上の公表期日から遅延（平成23年調査以降遅延）

（参考1）

調査年	公表実績	調査計画
平成20年	平成21年12月 3日	集計完了後速やかに
平成23年	平成24年11月27日	調査実施翌年10月
平成26年	平成27年12月17日	〃
平成29年	平成31年 3月 1日	〃

（参考2）統計委員会「公的統計の総合的品質管理を目指して（建議）」（令和元年6月27日）

遅延が繰り返して発生している調査は、その原因に応じて、業務プロセスや体制の見直し、主要項目に絞った速報値の公表等による遅延の解消を検討。これらの対応によっても解消が困難な場合、申請負担軽減対策（平成9年2月10日閣議決定）に定める公表期限や利活用ニーズも踏まえつつ、公表期日等の見直しを検討。

（公表の遅延【公表の期日】）

○ 令和2年調査での対応

公表の遅延を解消するため、調査計画の記載事項の「公表の期日」を変更する。

【具体案】

- ・ 「9 結果の公表方法及び期日」 「（2）公表の期日」について、
「調査実施年翌年10月」から「調査実施年翌年12月」に変更する。